

(参考)

※本資料はパブリックコメントの対象ではありません。

有価証券の引受け等に関する規則第 39 条第 8 号に係る Q & A について（案）

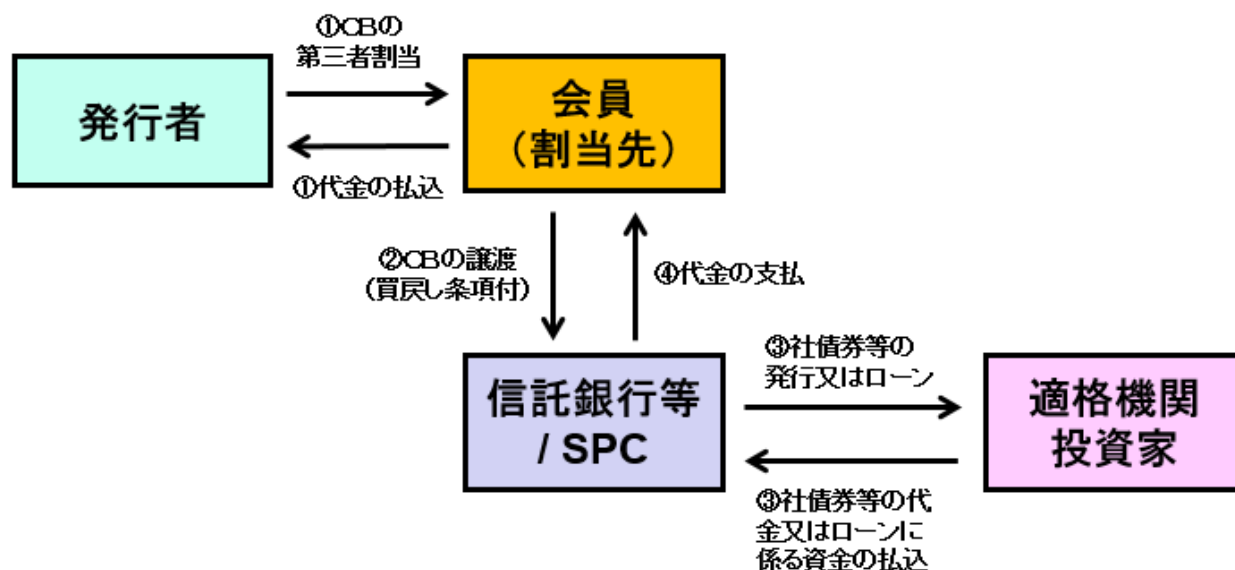
令和 2 年 6 月 17 日

○「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「引受規則」という。）第 39 条第 8 号の制定に係る考え方は、以下のとおりです。

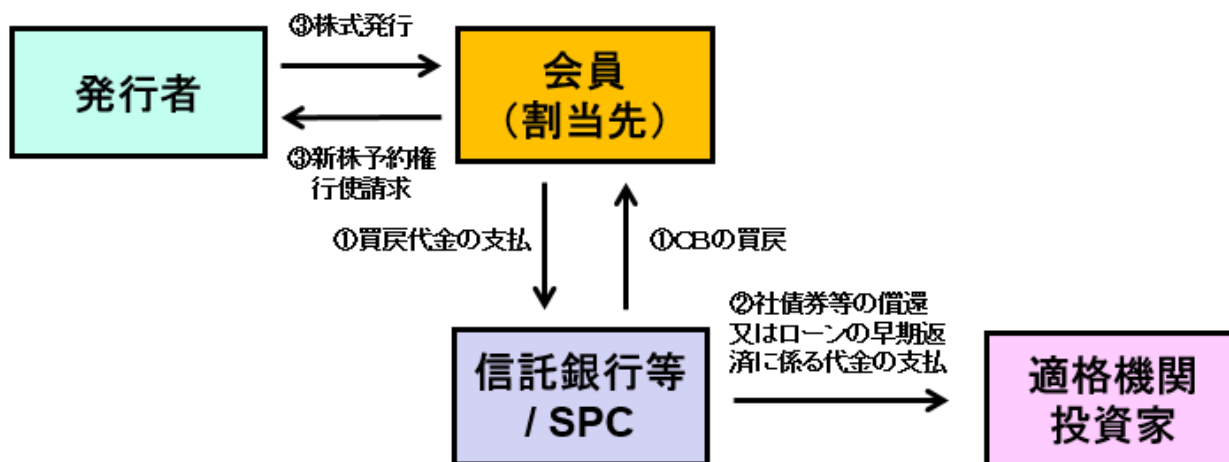
Q 1：引受規則第 39 条第 8 号はどのような場合を想定しているものですか。

A：①会員が発行者から第三者割当（企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 1 号フに規定する方法をいう。）により、金融商品取引所に上場していない転換社債型新株予約権付社債券（以下「C B」という。）を取得し、②会員が取得した C B を「額面相当で買戻すことができる権利」の付与を受けたうえで信託銀行等又は S P C に譲渡し、③譲渡先が C B を裏付け若しくは担保として発行する社債券等（社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる有価証券をいい、新株予約権付社債券を除き、外国法人の発行する証券又は証書で社債券の性質を有するものを含む。）及び特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する特定社債券をいい、外国法人の発行する証券又は証書で特定社債券の性質を有するものを含む。）をいう。以下同じ。）又は C B を裏付け若しくは担保とするローンにより適格機関投資家から資金調達を行い、④譲渡先が会員へ C B の代金を支払う場合を想定しています。

【スキームのイメージ図】



【(参考) 会員によるC Bの新株予約権行使時のフロー】



Q 2 : 引受規則第 39 条第 8 号を設けた趣旨は何ですか。

A : 会員が第三者割当により行う株券等の募集又は売出しの買受け（株券等を第三者に取得させることを目的とせず、その全部又は一部を取得すること）を行う場合、「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（以下「第三者割当規則」という。）の規定の適用を受け、上場発行者に対する確認及び要請等、反社会的勢力の排除、MSCB等の流通市場における取引及び新株予約権等の行使の公正性確保など適切な管理が求められることとなります。

一方、会員が第三者割当により行う株券等の募集又は売出しの引受け（株券等を第三者に取得させることを目的として、その全部又は一部を取得すること等）を行う場合、適正な引受け、発行者に対する確認及び開示要請、公正な条件決定など引受けに関する適切な業務運営及び投資者保護が求められることとなります。

会員が、C Bのリパッケージ（第三者割当により会員がC Bを取得し、当該C Bを額面相当で買戻す権利の付与を受けたうえで信託銀行等又はSPCに譲渡することにより、実質的に、新株予約権部分を会員に帰属させるとともに、社債券部分を適格機関投資家私募と同等の取扱いで適格機関投資家に譲渡すること）を目的として、第三者割当により発行されるC Bの募集に係る引受けを行う際には、現行規則では引受規則が適用されます。

もっとも、当該募集では、割当てを受けた会員は、C Bの譲渡先である信託銀行等又はSPCから当該C Bを額面相当で買戻す権利の付与を受けており、会員によるC Bの買受けが行われていると評価できることから、当該募集については、第三者割当規則の規定を準用し、上場発行者に対する確認及び要請等、反社会的勢力の排除、MSCB等の流通市場における取引及び新株予約権等の行使の公正性確保など適切な管理を求めることがよりプリンシプルベースの視点での自主規制に沿うものであると考えます。

なお、実質的に、譲渡先である信託銀行等又はSPCからC Bの社債券部分が投資家に譲渡されますが、譲渡先の投資家は適格機関投資家のみであることから、一定の要件のもと、引受規則における引受審査等の規定を適用除外とすることが適切であると考えます。

Q 3 : C B の社債券部分が投資家に譲渡されるにも関わらず、社債券の募集に際して引受けを行う場合に実施する引受審査を行う必要がないのはなぜですか。

A : C B の社債券部分は、実質的に適格機関投資家私募と同等の取扱いとなることから、社債券の募集の引受けを行う際に行われる引受審査まで求める必要はないと考えられます（適格機関投資家であれば、独自の審査機能をもとに投資判断が可能と考えられます。また、現行規則において、私募の引受けは、引受規則の対象とはしておりません）。

なお、C B を裏付け若しくは担保として発行される社債券等又は借入金に係る債権が、適格機関投資家以外に譲渡される可能性があるのであれば、会員はC B を取得する際に、社債券の募集の引受けを行う場合に実施する引受審査を行う必要があります。

Q 4 : 引受規則第 39 条第 8 号ロにおける「額面相当」とは、何を想定しているものですか。

A : 原則として、C B を額面で買戻す権利が付与されることを想定していますが、額面から「経過利息」や「本スキーム上必要となる信託報酬」等の調整が必要なケースを想定しています。

Q 5 : 引受規則第 39 条第 8 号ニにおける「適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれがないこと」を充足するには、どのようにすれば良いですか。

A : 引受規則第 39 条第 8 号ハの社債券等又は借入金に係る債権に、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること（転売制限）を知ることができるようにする措置がとられていることが求められます。具体的には、当該転売制限について、社債券等への記載、社債券等に関する情報を記載した書面への記載、借入金に係る契約書への明記等を行うことが考えられます。

Q 6 : 第三者割当により M S C B が発行される場合、引受規則第 39 条第 8 号ホを満たすには、どのようにすれば良いですか。

A : 第三者割当により C B が発行される場合と同様に、第三者割当規則の「買受け」を「引受け」と読み替えて、第三者割当規則を準用することが求められ、同規則第 4 章「M S C B 等の取扱い」についても遵守する必要があります。

以 上